

一般財団法人日本看護学教育評価機構設立記念講演会
平成30年11月5日(月)

高等教育における医療人養成について

●
文部科学省高等教育局医学教育課
企画官 荒木裕人



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日本話すること

1 モデル・コア・カリキュラム

- 医学・歯学・薬学
- 看護学
- 医学系各カリキュラムの対比

2 教育の質保証

- 機関別評価
- 分野別評価

3 今後の高等教育の将来像

1 モデル・コア・カリキュラム

これまでの取組

- 「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定
 - 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力(知識・技能・態度)に関する到達目標を明確化した、医学教育の指針(H13.3策定。H19.12、H23.3改訂)
- 平成29年3月にモデル・コア・カリキュラムの改訂を実施

H28年度の6年ぶり3回目のコアカリ改訂におけるキャッチフレーズ

「多様なニーズに対応できる医師の養成」

国際的な公衆衛生や医療制度の変遷に鑑み、国民から求められる倫理観、医療安全、チーム医療、地域包括ケア、健康長寿社会などのニーズに対応できる実践的臨床能力を有する医師を養成する

→平成30年度から各大学において改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育を開始

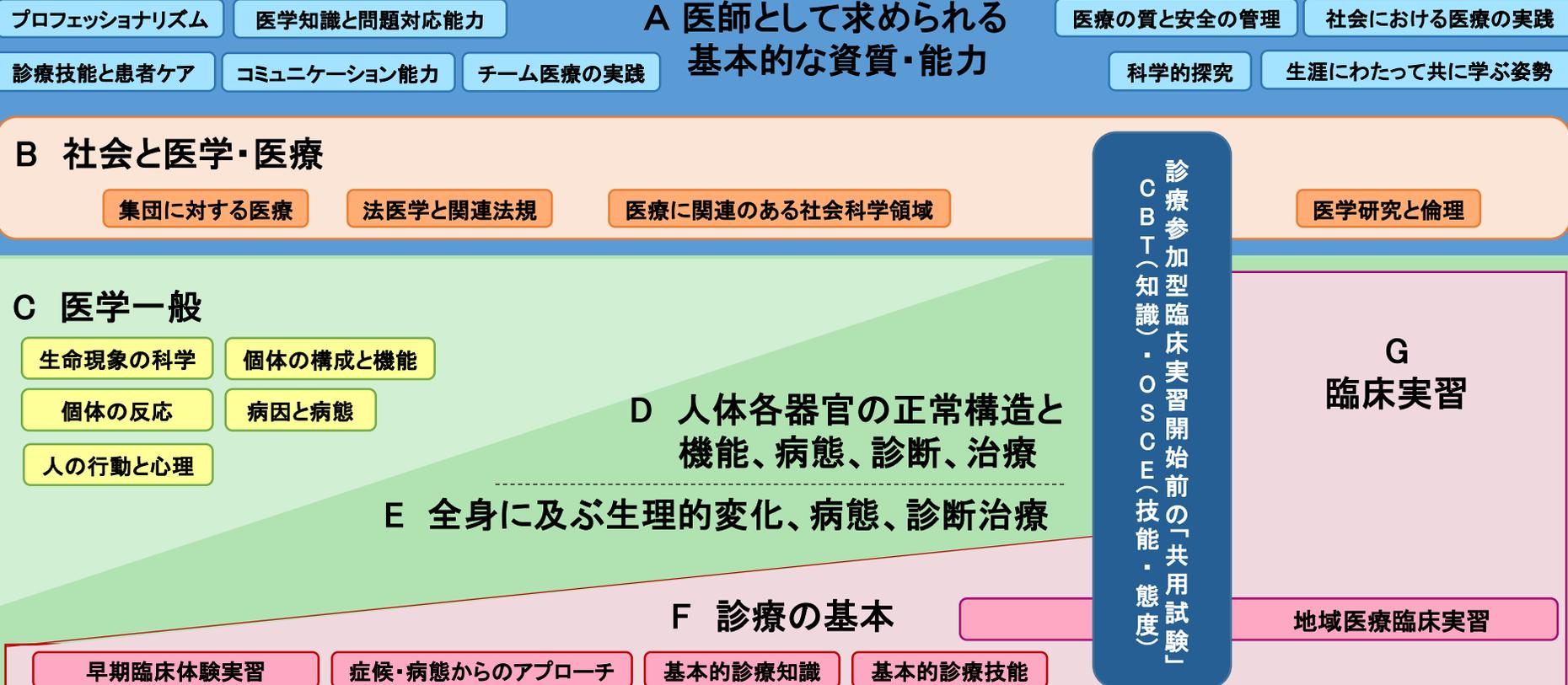
(背景)

- ①医学教育のサイクル(6年間)に合わせたカリキュラム内容の見直し時期の到来
- ②国試や新たな専門医制度等、各種制度変更への対応
- ③新たな認証評価基準(グローバルスタンダード)への対応 等

医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)の概要 ①

- 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力(知識・技能・態度)を、「ねらい」と「学修目標」として明確化
- 学生の学修時間数の3分の2程度を目安としたもの
- 「医師として求められる基本的な資質と能力」として、ミニマム・エッセンスである項目を記載

多様なニーズに対応できる医師の養成



POSTCCOSCE (知識)
(技能・態度)

各大学の特色ある独自のカリキュラム

- 各大学が教育理念に基づいて実施する独自の教育内容(教養教育や、学生が自主的に選択できるプログラムを含む)
- 学生の学修時間数の3分の1程度

- 1. 縦のつながり:モデル・コア・カリキュラム、国家試験出題基準、臨床研修の到達目標、生涯教育カリキュラムの整合性**
→「医師として求められる基本的な資質・能力」の各項目を整合。
- 2. 横のつながり:医学と歯学のモデル・コア・カリキュラムの一部共有化**
→両モデル・コア・カリキュラムの考え方の多くを重複させるとともに、「A 医師(歯学教育においては歯科医師)として求められる基本的な資質・能力」も最大限共有。
- 3. 「医師として求められる基本的な資質・能力」の実質化**
→学修により獲得可能なものであることを明確にするために、「資質」から「資質・能力」へと改変。
- 4. 診療参加型臨床実習の充実**
→「診療参加型臨床実習の実施のためのガイドライン」を改訂の上、「G 臨床実習」に統合整理し、診療参加型臨床実習の推進を強調。
- 5. 地域医療や地域包括ケアシステムの教育**
→多職種連携・多職種協働やチーム医療を具体的にイメージできるよう改訂。
「医師として求められる基本的な資質・能力」に地域医療やチーム医療、コミュニケーション能力を列挙するのみならず、A-4-1) コミュニケーション、A-4-2) 患者と医師の関係、A-5-1) 患者中心のチーム医療、A-7-1) 地域医療への貢献、B-1-7) 地域医療・地域保健、F-2-15) 在宅医療と介護、G-4-3) 地域医療実習の各項目で記載。
なお、単に高齢者に対する医療や介護だけではなく、全年齢を見据えた予防も含めた地域保健や関連する地域福祉の理解と実践が必須。

6. 「腫瘍」の充実

→近年の社会情勢を受け、「腫瘍」を独立した項目で記載。さらに、発がんメカニズム・病態を理解するねらいのC-4-6)腫瘍を新設。

7. 指導の方略への言及

→主にF-3 基本的診療技能とG-4 診療科臨床実習において、教育方略(learning strategy <LS>)も含めて記載。

8. 教養教育と準備教育の融合

→「生命現象の科学」をC-1 生命現象の科学とC-2 個体の構成と機能に、「人の行動と心理」をB-4 医療に関連ある社会科学領域とC-5 人の行動と心理に、「情報の科学」をB-1 集団に対する医療とF-2 基本的診療知識にそれぞれ発展的に融合。

9. 「目標」の整理

→これまで「一般目標と到達目標」とされていた両者の関係をより明確にするために「ねらいと学修目標」に変更。

10. 総量のスリム化

→学修目標について内容の再検討・削除を行い、総量をスリム化。

11. 医学用語の表記の整理

→平成26年4月に日本医学会より医学用語辞典Web版が発表され、医学用語が整理されたことを踏まえ、用語の取扱いを同用語辞典に準じて統一。

12. 世界への発信

→日本の医学教育を世界に広報するために、本改訂版の英文翻訳を文部科学省の委託事業により実施。

医学教育モデル・コア・カリキュラムと臨床研修到達目標の関係について

医学教育モデル・コア・カリキュラム(卒前)

医師として求められる基本的な資質・能力

1 プロフェッショナリズム

2 医学知識と問題対応能力

3 診療技能と患者ケア

4 コミュニケーション能力

5 チーム医療の実践

6 医療の質と安全の管理

7 社会における医療の実践

8 科学的探求

9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

臨床研修の到達目標(卒後)

医師としての基本的価値観 (プロフェッショナリズム)

1 社会的使命と公衆衛生への寄与

2 利他的な態度

3 人間性の尊重

4 自らを高める姿勢

資質・能力

1 医学・医療における倫理性

2 医学知識と問題対応能力

3 診療技能と患者ケア

4 コミュニケーション能力

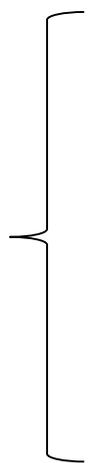
5 チーム医療の実践

6 医療の質と安全の管理

7 社会における医療の実践

8 科学的探求

9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢



薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の経緯①

平成13年12月

日本私立薬科大学協会が平成13年8月に提示した「薬学教育モデルカリキュラム(案)」と、国立大学薬学部長会議が同年9月に提示した「薬学モデル・コア・カリキュラム(案)」の両案を統合する作業に際して、日本薬学会が主催する「薬学教育カリキュラムを検討する協議会」(市川厚座長)が発足。

平成14年8月

日本薬学会「薬学教育カリキュラムを検討する協議会」において、薬系大学並びに関係諸団体からの意見聴取を経て、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を策定。

<ポイント>

- 薬剤師、薬学研究者等をめざす学生が学んでほしい内容を整理した薬学専門教育のガイドライン。
- 「A全学年を通して」、「Bイントロダクション」、「C薬学専門教育」の3項目、67のユニット(講義単位)で構成。互いに関連する複数個のユニットをコースとしてまとめている。それぞれのコースおよびユニットには「一般目標」(学習者が学習することによって得る成果)を提示。
- それぞれのユニットごとに「到達目標」(一般目標に到達するために必要な具体的な行動)を記載。「到達目標」の総数は1,446個。
- 教育目標に到達するための教育の方法、到達度を評価するための方法は記載していない。各大学で独自に工夫することになる。

薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の経緯②

平成14年9月

大学における薬学教育の改善、充実に関する専門的事項について調査研究を行うため、文部科学省「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(末松安晴座長)が発足。

平成15年12月

文部科学省「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において、「実務実習モデル・コアカリキュラムの作成に関する小委員会」における検討を経て、「**実務実習モデル・コアカリキュラム**」を策定。

<ポイント>

- 各薬科大学(薬学部)における実務実習において必ず習得させることが必要な事項の教育目標(一般目標・到達目標)及び方略を提示。「(Ⅰ)実務実習事前学習」、「(Ⅱ)病院実習」、「(Ⅲ)薬局実習」により構成。
- それまで実施期間、実施内容が大学ごとに異なっていた実務実習について、量的・質的な充実を図ることを念頭に、全ての大学での質を担保できるように、到達目標を実現するための「方略」(学習方法、場所、人的資源、物的資源、時間数の標準)を作成。
- 「事前学習」においては、大学内で調剤・製剤、服薬説明などの薬剤師職務に必要な基本的知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙。
- 「病院実習」においては、病院薬剤師の業務と責任を理解し、チーム医療に参画できるようになるための基本的知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙。
- 「薬局実習」においては、薬局の社会的役割と責任を理解し、地域医療に参画できるようになるための基本的知識、技能、態度を修得することを一般目標として、到達目標を列挙。

薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の経緯③

平成21年2月

薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行うため、文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」(永井良三座長)が発足。

平成23年7月

文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」の審議を踏まえ、薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に関する恒常的な組織として「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」(市川厚座長)を設置。

※薬学系人材の在り方に関する検討会→モデル・コアカリキュラムの改訂内容を決定

※専門研究委員会→専門的な調査検討等を行い、モデル・コアカリキュラムの改訂原案を作成

平成25年12月

文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」において、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」における検討を経て、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」(平成25年度改訂版)を策定。

<ポイント>

- 6年制の学士課程教育に特化した内容とする。
- 従来の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」の2つを関連づけて一つのコアカリキュラムとして作成。
- 「薬剤師として求められる基本的な資質」(10項目)を明示。
- 「基本的な資質」の修得を前提とした学習成果基盤型教育(outcome-based education)の考え方に力点を置き構成。一般目標(GIO)とそれを達成するための到達目標(SBO)を明示。
- 医療人としての薬剤師を養成するため「A基本事項」、「B薬学と社会」を充実。学生は6年間継続して学修。
- 「F薬学臨床」は今後の薬剤師業務の進歩を想定し大幅に見直し。他の大項目は「F薬学臨床」と体系的に関連づけて教育できるよう見直し。
- 教育課程の時間数の7割程度を目安にSBOをスリム化。残りの3割程度は各大学独自のカリキュラムを実施。

薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年12月改訂、27年度から実施)

- 6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示
- 「**薬剤師として求められる基本的な資質**」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する
学習成果基盤型教育(outcome-based education)に力点
- 教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

(1) 薬剤師の使命、(2) 薬剤師に求められる倫理観、(3) 信頼関係の構築、(4) 多職種連携協働とチーム医療、(5) 自己研鑽と次世代を担う人材の育成

B 薬学と社会

(1) 人と社会に関わる薬剤師
(2) 薬剤師と医薬品等に係る法規範
(3) 社会保障制度と医療経済
(4) 地域における薬局と薬剤師

卒業まで継続して学修

C 薬学基礎

C1 物質の物理的性質
C2 化学物質の分析
C3 化学物質の性質と反応
C4 生体分子・医薬品の化学による理解
C5 自然が生み出す薬物
C6 生命現象の基礎
C7 人体の成り立ちと生体機能の調節
C8 生体防御と微生物

F 薬学臨床

早期臨床体験
(2年次修了まで)
実務実習履修前の学修

実務実習
病院及び薬局
(20単位・22週)

(1) 薬学臨床の基礎
(2) 処方せんに基づく調剤
(3) 薬物療法の実践
(4) チーム医療への参画
(5) 地域の保健・医療・福祉への参画

D 衛生薬学

D1 健康
D2 環境

E 医療薬学

E1 薬の作用と体の変化
E2 薬理・病態・薬物治療
E3 薬物治療に役立つ情報
E4 薬の生体内運命
E5 製剤化のサイエンス

G 薬学研究

(1) 薬学における研究の位置づけ
(2) 研究に必要な法規範と倫理
(3) 研究の実践

実務実習開始前の「共用試験」
(CBT(知識)・OSCE(技能))

実務実習と体系的に関連づけて学修

実務実習と体系的に関連づけて学修

薬剤師国家試験

薬学準備教育ガイドライン(例示)

人と文化

人の行動と心理

薬学の基礎としての英語、物理、化学、生物、数学・統計学

情報リテラシー

プレゼンテーション

大学独自のカリキュラム(薬学アドバンスト教育ガイドライン(例示)も参考)

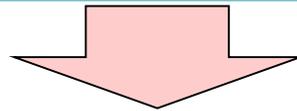
「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定について

1. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」とは

- 全国の看護系大学が学士課程における看護師養成教育において共通して取り組むべき内容を抽出し、各大学のカリキュラム作成の参考として示したもの
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力について、その修得のための具体的学修目標を提示

2. 策定の背景

- 看護系大学の急増に伴い、教育水準の維持向上が課題
(平成3年11校→平成29年255校)
- 地域包括ケアシステムの構築、多職種連携・チーム医療の推進、更なる医療安全の要請等の社会の変化に対応し、看護師として必要となる能力を備えた質の高い人材養成が必要



平成28年10月から有識者会議を設置し、大学の学士課程における看護師養成教育の充実と社会に対する質保証に資するため「モデル・コア・カリキュラム」の策定に向けて検討
パブリックコメントの結果も踏まえ、とりまとめ。平成29年10月公表
平成31年度から、各大学において「モデル・コア・カリキュラム」を踏まえたカリキュラムが順次開始

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

1. 「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」(H23年)を内包し、この看護実践能力の修得に必要な学修目標を「モデル・コア・カリキュラム」として看護系大学関係者をはじめ、広く国民に対して提示することを目的とする
2. 平成23年以降の看護学や医療、社会の進展を踏まえ、新たに盛り込むべき事項を加える
3. モデル・コア・カリキュラムの大学教育における位置づけ：
各大学は、授業科目等の設定、教育手法や履修順序等を自主的に編成するものである。カリキュラム編成、評価の過程において、本モデル・コア・カリキュラムに示した学修目標を参考として活用することを期待

1. 多様なニーズに応える看護系人材を養成する教育内容
2. 学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力について、その修得のための具体的学修目標を提示
3. 250校を超える看護系大学での実行可能性を考慮
4. 学士課程における医療系人材養成として、将来的には医学教育、歯学教育、薬学教育のモデル・コア・カリキュラムとの、同時改訂・一部共有化を見据えた構成

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの構成

(生涯を通して) ○看護系人材として求められる基本的な資質・能力

保健・医療・福祉等の分野において、人々の健康で幸福な生活の実現に向けて貢献できる看護系人材

卒後

学士課程卒業時

A 看護系人材(看護職)として求められる基本的な資質・能力

様々な場面で人々の身体状態を観察・判断、状況に応じて適切な対応ができる看護実践能力

B 社会と看護学

健康の概念、ライフスタイルと健康
法律・制度、社会における看護職の役割、倫理・個人情報保護等

C 看護の対象理解に必要な基本的知識

看護の本質、生活者としての人間理解
身体・心の側面からの人間理解
生体機能・健康障害の種類・薬理・放射線 等

D 看護実践の基本となる専門基礎知識

看護過程、看護基本技術、対象特性別(発達段階・健康の段階)の看護、組織における看護活動 等

E 多様な場における看護実践に必要な基本的知識

多様な場に応じた看護、地域包括ケア
災害時の看護実践 等

F 臨地実習

看護の知識・技術の統合、ケアへの参画、チーム医療の一員としての自覚 等

G 看護学研究

看護研究における倫理、看護研究を通じた看護実践の探究 等

Aに示される資質・能力の修得につながる学修目標

「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標

○看護系人材として求められる基本的な資質と能力

1. プロフェッショナリズム
2. 看護学の知識と看護実践
3. 根拠に基づいた課題対応能力
4. コミュニケーション能力
5. 保健・医療・福祉における協働
6. ケアの質と安全の管理
7. 社会から求められる看護の役割の拡大
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって研鑽し続ける姿勢

医学教育モデル・コア・カリキュラム同様、各項目に「ねらい」と「学修目標」を設定し、内容を明確化。

医学教育、歯学教育、薬学教育、看護教育のモデル・コア・カリキュラムの対比①

医学教育 モデル・コア・カリキュラム (H28年度改訂版)		歯学教育 モデル・コア・カリキュラム (H28年度改訂版)		薬学教育 モデル・コアカリキュラム (H25年度改訂版)		看護学教育 モデル・コア・カリキュラム (H29年度策定版)	
医師として求められる 基本的な資質・能力		歯科医師として求められる 基本的な資質・能力		薬剤師として求められる 基本的な資質		看護系人材として求められる 基本的な資質・能力	
A	医師として求められる基本的な資質・能力	A	歯科医師として求められる基本的な資質・能力	A	基本的な事項	A	看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力
B	社会と医学・医療	B	社会と歯学	B	薬学と社会	B	社会と看護学
C	医学一般	C	生命科学	C	薬学基礎	C	看護の対象理解に必要な基本的知識
D	人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療	D	歯科用医療機器（歯科生体材料、歯科材料・器械）	D	衛生薬学	D	看護実践の基本となる専門基礎知識
E	全身におよぶ生理的変化、病態、診断、治療	E	臨床歯学	E	医療薬学	E	多様な場における看護実践に必要な基本的知識
F	診療の基本	F	シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））	F	薬学臨床 ※コアカリキュラムとは別に「薬学実務実習に関するガイドライン」を平成27年2月に策定	F	臨地実習
G	臨床実習 ※「診療参加型臨床実施実習ガイドライン」（参考例）を含む	G	臨床実習	G	薬学研究	G	看護学研究

医学教育、歯学教育、薬学教育、看護教育のモデル・コア・カリキュラムの対比②

医師として求められる基本的な資質・能力	歯科医師として求められる基本的な資質・能力	薬剤師として求められる基本的な資質	看護系人材として求められる基本的な資質・能力
プロフェッショナリズム		薬剤師としての心構え	プロフェッショナリズム
医学知識と問題対応能力		患者・生活者本位の視点	看護学の知識と看護実践
診療技能と患者ケア		コミュニケーション能力	根拠に基づいた課題対応能力
コミュニケーション能力		チーム医療への参画	コミュニケーション能力
チーム医療の実践		基礎的な科学力	保健・医療・福祉における協働
医療の質と安全の管理		薬物療法における実践的能力	ケアの質と安全の管理
社会における医療の実践		地域の保健・医療における実践的能力	社会から求められる看護の役割の拡大
科学的探究心		研究能力	科学的探究心
生涯にわたって共に学ぶ姿勢		自己研鑽	-
-		教育能力	-

→次期モデル・コア・カリキュラムの改訂では、「医・歯・薬・看」で整合性をもたせることが考えられる。 18

2 教育の質保証

我が国における評価制度

1. 学校教育法第109条等に基づく評価

(1) 自己点検・評価

- ・大学は、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について、自ら点検・評価を行い、結果を公表する。

(2) 認証評価(機関別認証評価)

- ・大学は、教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

(3) 専門職大学院認証評価(専門分野別認証評価)

- ・専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

2. 国立大学法人法第35条等に基づく国立大学法人評価

(1) 各年度終了時の評価

- ・各法人の中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価

(2) 中期目標期間の業務実績評価

- ・各法人の中期目標の達成状況の総合的な評価

3. その他の評価

(1) 技術者教育プログラムの認定(工学、理学、農学)

- ・(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施
- ・学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行う。

(2) 薬学教育プログラムの評価

- ・一般社団法人薬学教育評価機構が実施
- ・薬学教育機関の教育の質を保証するために、6年制薬学教育プログラムの評価を行う(7年に1度)。
(23年度にトライアル評価実施、25年度から本評価開始)

薬学教育評価（第三者評価）について

概要

- 薬学教育評価機構において、薬学教育の「専門分野別評価」を実施。
- 6年制薬学教育プログラムを評価し、その結果を各薬科大学・薬学部へフィードバック。

薬学教育評価機構の目的

我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

正会員

全薬科大学・薬学部

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会

沿革等

平成16年	中央教育審議会答申(H16.2.18) 「薬学教育については、(略)早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要」
平成19年	薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について(H19.5厚生労働省) 「第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要」
平成20年12月	6年生薬学教育の第三者評価を目的に、一般社団法人薬学教育評価機構設立
平成23年度	トライアル評価 3大学
平成25年度	本評価開始 3大学
平成26年度～	74学部が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施

教育研究上の目的

1 教育研究上の目的

薬学教育カリキュラム

2 カリキュラム編成

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

(3-2) 教養教育・語学教育

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

(3-4) 医療安全教育

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した教育内容

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

(5-2) 薬学共用試験

(5-3) 病院・薬局実習

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

(6-2) 問題解決型学習

学生

7 学生の受入

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

(8-2) 進級

(8-3) 学士課程修了認定

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

(9-2) 安全・安心への配慮

教員組織・職員組織

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

(10-2) 教育研究活動

(10-3) 職員組織

学習環境

11 学習環境

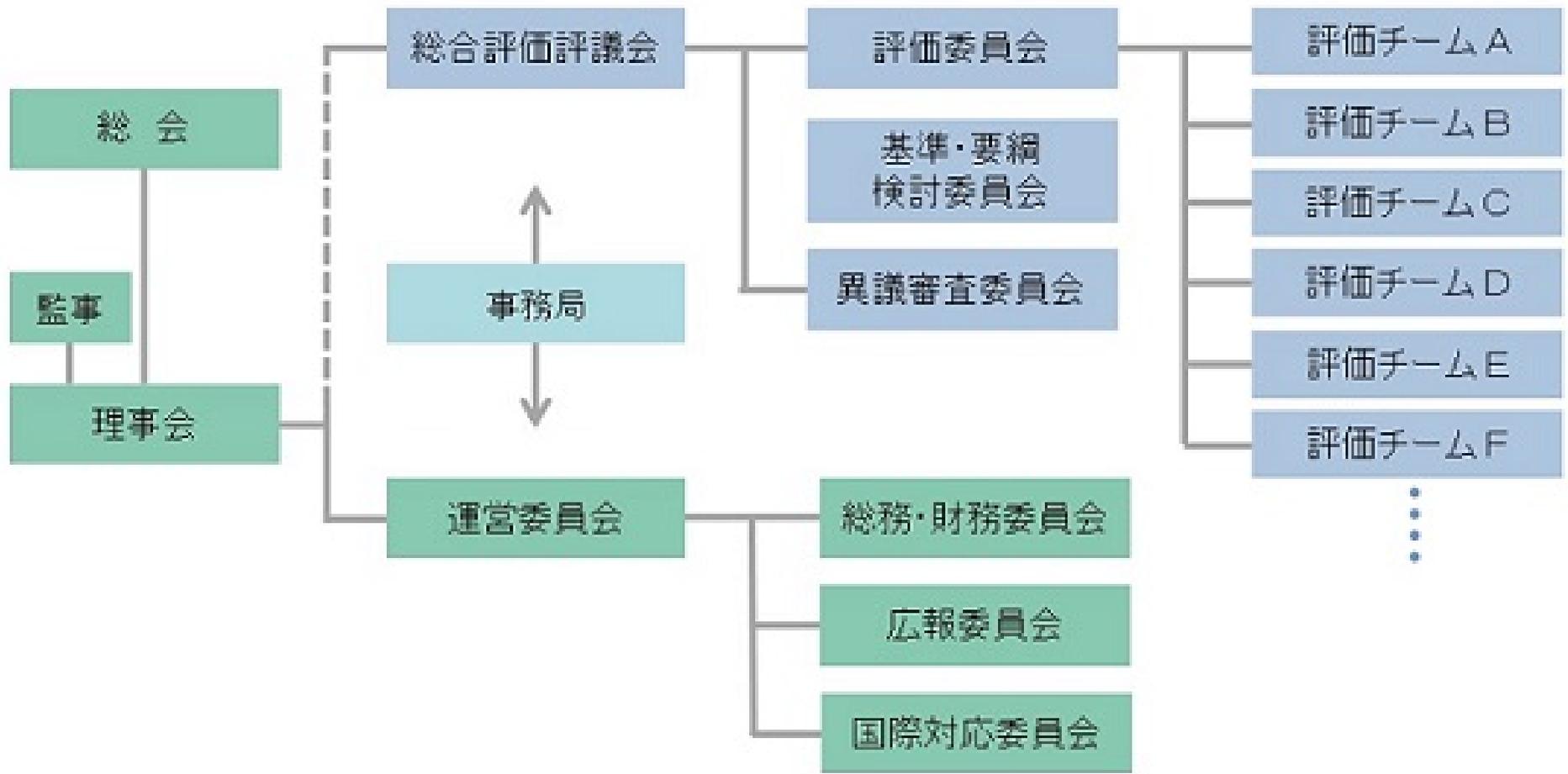
外部対応

12 社会との連携

点検

13 自己点検・評価

薬学教育評価機構 組織図



医学・歯学分野における分野別評価の確立に向けた取組

医学分野

- 平成25年度～ 補助事業により医学教育分野別評価試行
- 平成27年12月 一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)発足
- 平成29年3月に世界医学教育連盟(WFME)の認証を受けており、平成29年から評価開始
※平成35年度までに全医科系大学が1回目の受審を予定

歯学分野

- 平成25年度～ 補助事業により歯学教育分野別評価試行
- 評価実施者育成のためのワークショップ及び公開シンポジウムの開催
- 平成29年3月に歯学教育認証評価基準最終版、自己点検・評価実施要項(案)、評価実施要項評価マニュアル(案)、現地調査実施マニュアル(案)をとりまとめ

(参考)大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業：平成24～28年度

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施。

選定大学

分野	大学名	連携大学	プログラム名称
医学	東京医科歯科大学	千葉大学 東京大学 新潟大学 東京慈恵会医科大学 東京女子医科大学	国際基準に対応した医学教育認証制度の確立
歯学	東京医科歯科大学	新潟大学 九州歯科大学 東京歯科大学 大阪歯科大学	歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究

医学教育分野別評価基準日本版の構成

◆世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード2015年版に準拠して作成

1. 使命と学修成果

(学部の使命、大学の自律性及び学部の自由度、学修成果など)

2. 教育プログラム

(プログラムの構成、科学的方法、基礎医学、臨床医学と技能など)

3. 学生の評価

(評価方法)

4. 学生

(入学方針と入学選抜、学生の受け入れ、学生のカウンセリングと支援など)

5. 教員

(募集と選抜方針、教員の活動と能力開発)

6. 教育資源

(施設・設備、臨床トレーニングの資源、情報通信技術、医学研究と学識など)

7. プログラム評価

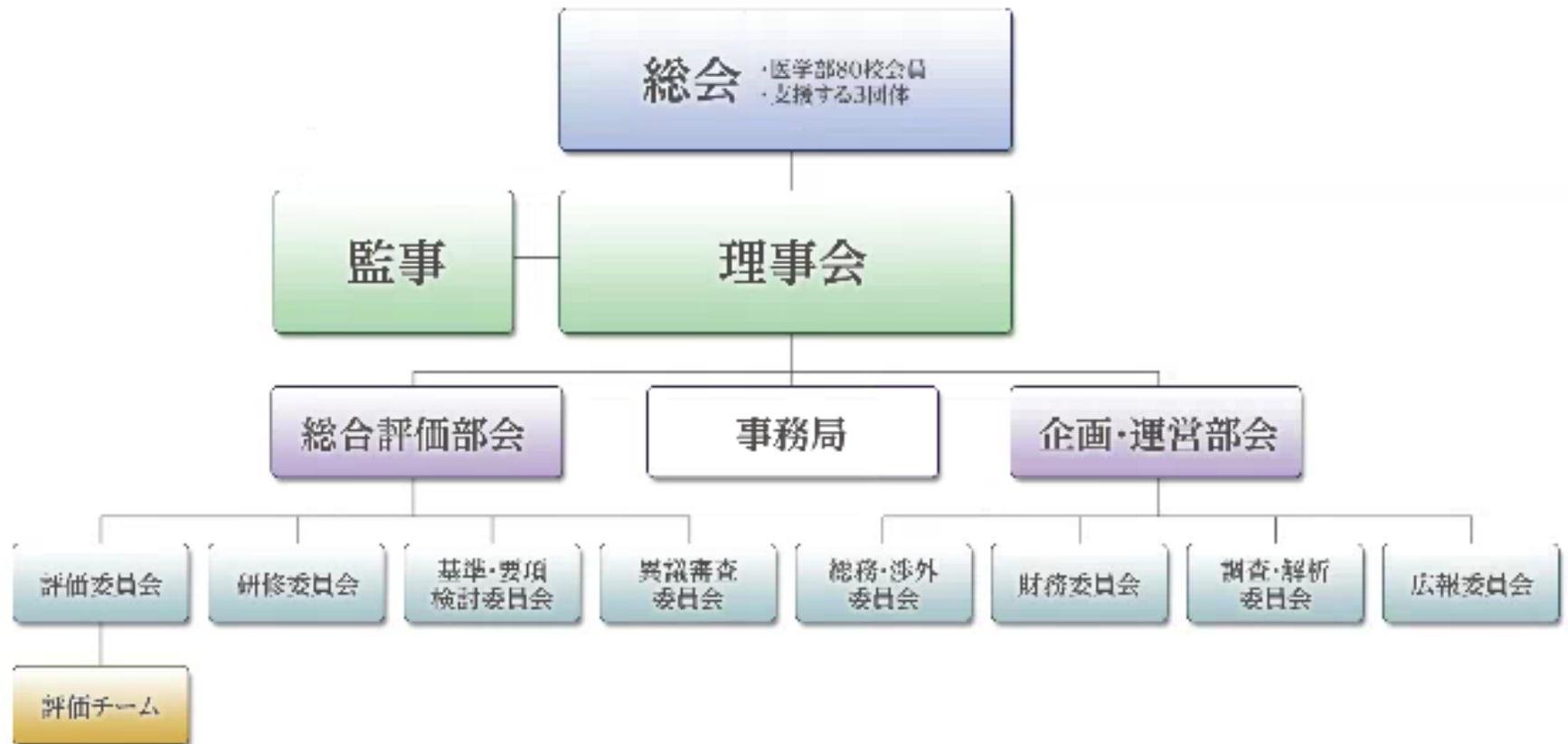
(プログラムのモニタと評価、教員と学生からのフィードバック、学生と卒業生の実績など)

8. 統括及び管理運営

(統括、教学のリーダーシップ、教育予算と資源配分など)

9. 継続的改良

JACMEの組織構成

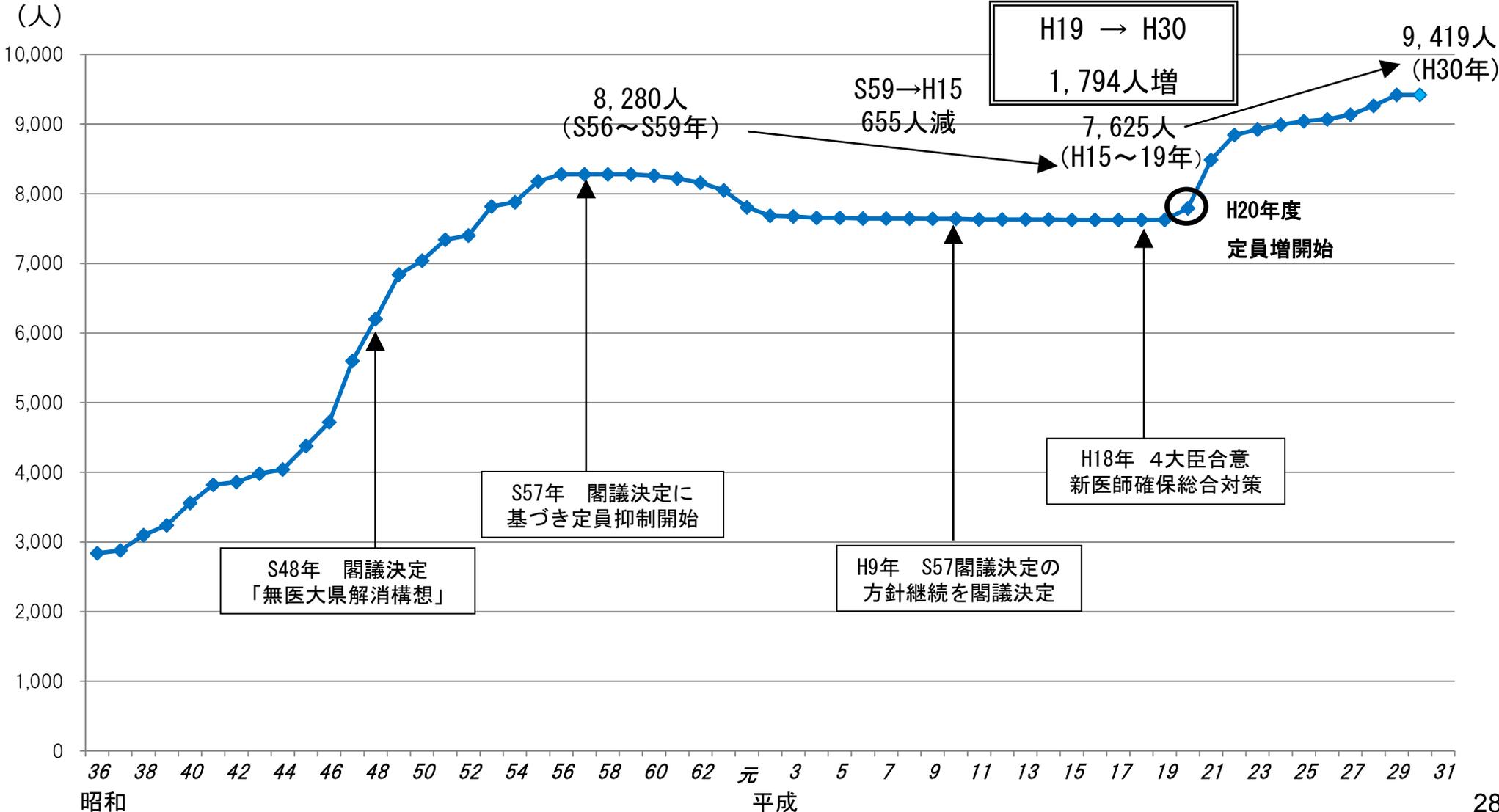


3 今後の高等教育の将来像

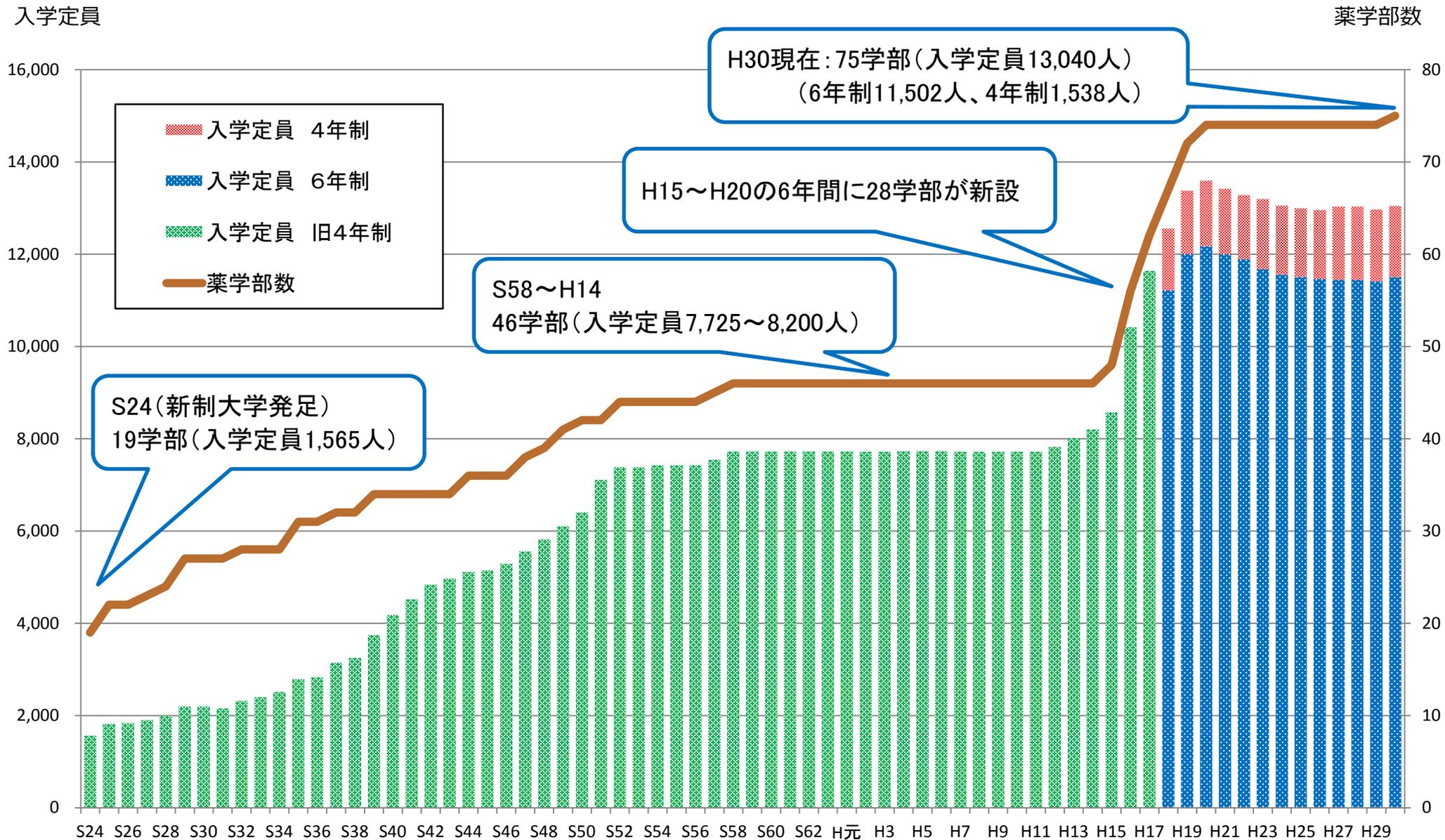
医学部（医学科）入学定員の推移

- 昭和57年閣議決定に基づき、医師過剰の懸念から医学部定員の抑制を開始。
- 平成18年の財務/総務/文科/厚労4大臣合意以後、地域の医師確保等の必要性から医学部定員増を開始。
- 以降、平成30年度までに計1,794人増。

※東北医科薬科大学（100人）及び国際医療福祉大学（140人）の新設による増を含む。

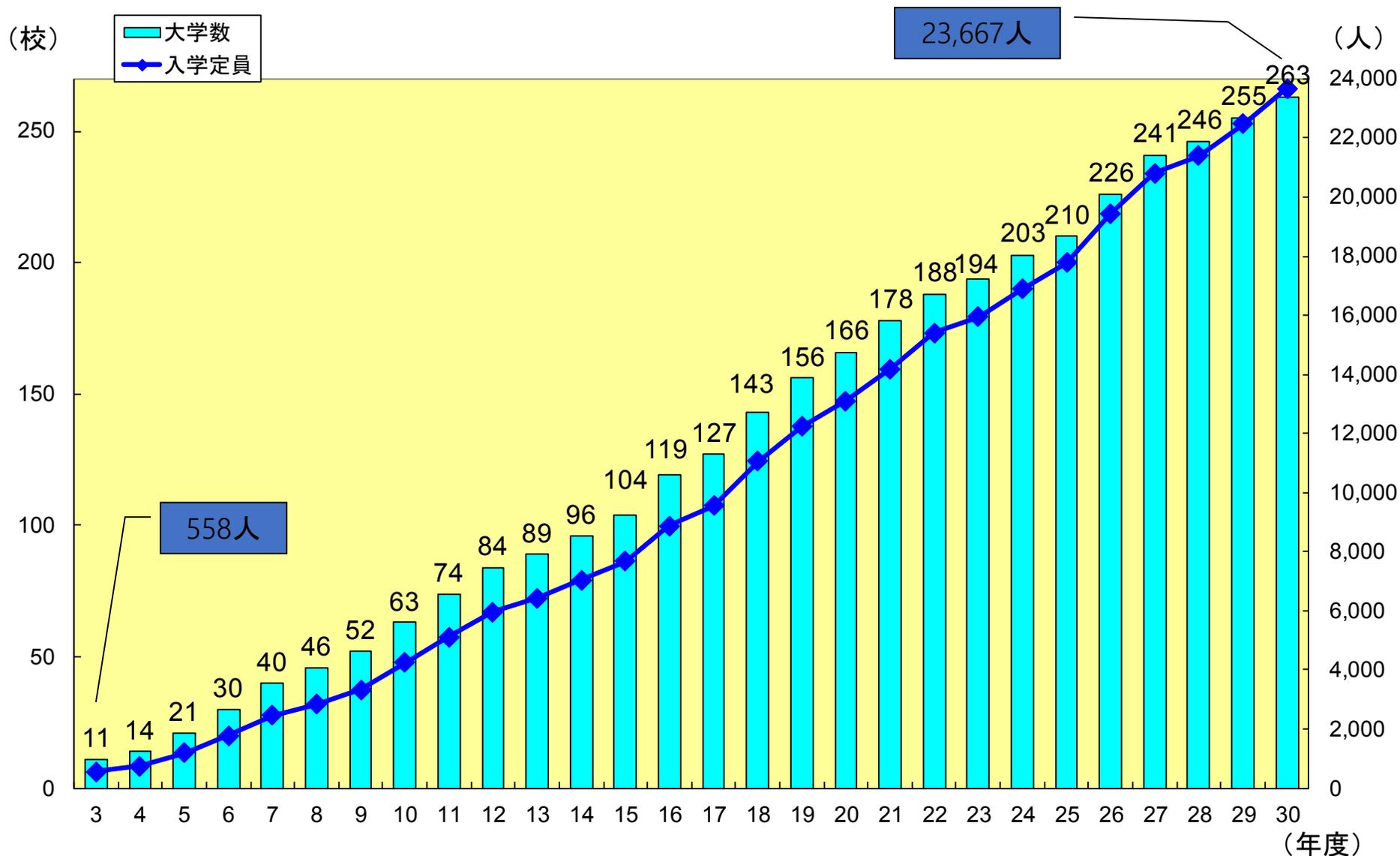


薬学部（学科）数及び入学定員の推移



看護系大学数及び入学定員の推移

2018年度の教育課程数は、263大学、276課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)



「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現（イメージ案）

三つのポリシー … 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー), 入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

＜三つのポリシーの策定単位レベルの内部質保証のためのPDCAサイクル＞

Plan

三つのポリシーの一体的な策定による、
選抜、教育、卒業の各段階における目標の具体化

①ディプロマ・ポリシー

大学の理念や社会の要請等を踏まえ、学生が身に付けるべき
資質・能力の明確化

②カリキュラム・ポリシー

DPを踏まえた教育課程編成、教育内容・方法の明確化

③アドミッション・ポリシー

①、②の目標・内容を踏まえ、どのように入学者を受け
入れるか、入学者に求める学力の明確化

Action

自己点検・評価に基づく
大学教育の改善・改革

Check

三つのポリシーに照らした大学の取組の評価
(**D**の自己点検・評価)

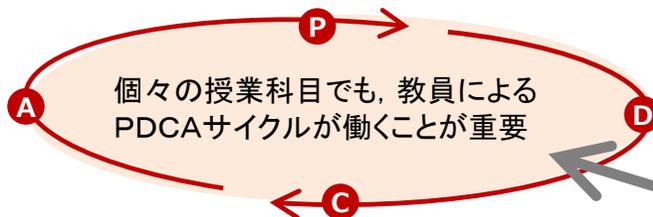
三つのポリシーに基づく、

Do

入学者選抜

体系的で組織的な教育の実施

卒業認定、学位授与



情報の積極的な発信

認証評価

内部質保証を重視した評価への発展・移行

参考

三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

参考

省令改正① 全ての大学における三つのポリシーの策定・公表
(学校教育法施行規則)

省令改正② 三つのポリシーに基づく大学教育に対する認証評価項目の追加
(学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)

我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「**第4次産業革命**」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人(*) → 2040年:約80万人(*))

(*) 出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)(平成24年1月推計)」による推計値。
※同推計の**平成29年推計**(平成29年4月公表)によれば、18歳人口は**2030年:約103万人**、**2040年:約88万人**となっている。

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには**自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成**することが特に重要
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、**これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う**

2. 主な検討事項

①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公私立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討

今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ【概要】

平成30年6月28日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会



2040年の社会の姿

- SDGs(持続可能な開発のための目標) → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- Society 5.0・第4次産業革命 → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- 人生100年時代 → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- グローバル化 → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- 地方創生 → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ

2040年に向けた高等教育の課題と方向性

高等教育における「学び」の再構築

- ◇ 「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた学修者本位の高等教育への転換
- ◇ 個々人の「強み」や卓越した才能を最大限伸長する教育、文系・理系の区別にとられない、新しいリテラシーにも対応した教育、専門知や技能を組み合わせた教育の充実
- ◇ 「社会に開かれた教育課程」という理念の初等中等教育からの接続を意識した、高等教育における「学び」の再構築

高等教育の新たな役割

- ◇ リカレント教育を通じ、世代を越えた「知識の共通基盤」に
- ◇ 国内外に必要な教育を提供(日本の高等教育の国際展開)
- ◇ 地方創生、地域を支える人材の育成

高等教育に対する社会からの関与・理解と支援の在り方

- ◇ 高等教育機関自らが、その「強み」と「特色」を社会に発信
- ◇ 高等教育の質保証に関する国内外での認知向上
- ◇ 産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチング
- ◇ 教育投資効果を最大化する形での公的支援、人材面での社会への還元と社会からの支援の好循環

18歳人口減への対応

- ◇ できる限り多くの学生が学び、一旦社会に出た後も学びを継続するための魅力的な高等教育の提供
- ◇ 国公私全体で支える高等教育がより重要に(そのための国公私の役割分担の再確認)

社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる高等教育

- 「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」への転換
・学修者が「自らが学んで身に付けたこと」を説明できる体系的なカリキュラムの編成

教育の質の保証と情報公表

- 教学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化(教学マネジメント指針の策定、大学に対する学生の学修時間等の学修成果等の情報公表の義務付け、産業界等の採用プロセスにおける当該情報の積極的な活用)
- 入り口での設置認可と認証評価制度の改善
恒常的な情報公表の促進



18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

- 大学の規模: あらゆる世代のための「知識の共通基盤」となりうることを見通した設定
・本格的な人口減少: 18歳人口 120万人(2017) → 103万人(2030) → 88万人(2040)
・2040年の大学進学者数推計は約51万人で、現在の約80%の規模に減少
・リカレント教育による多様な年齢層の学生の増加に留意
- 国が描く将来像と地域で描く将来像
・全都道府県の大学の配置状況に関する客観的なデータの作成(将来の入学者減の推計を含む)
・地域の国公立大学が、地方自治体、産業界を巻き込んで、将来像の議論や連携、交流の企画を行う恒常的な体制(「地域連携プラットフォーム(仮称)」)を構築
・国は、地域の実情を踏まえた議論のためのデータや仕組みづくりを行った上で、各地域の議論を支援し、それらを踏まえた全体像を提示

高等教育機関の教育研究体制

- 多様な価値観が集まるキャンパスから新たな価値が生まれる
→ 自前主義から脱却し、学部を越え、大学を越えて多様な人的資源を活用
→ 18歳で入学する従来モデルから脱却し、社会人、留学生、障害のある学生など多様な年齢層の多様なニーズを持った学生への教育体制の整備

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍など多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

多様な学生

- リカレント教育の充実
- 留学生交流の推進
- 学位等の国際通用性の確保
- 高等教育機関の国際展開

多様で質の高い教育プログラム

- 学部等の組織の枠を越えた学位プログラム
- 単位互換制度と「自ら開設」原則の考え方の整理
- 教員は一つの学部に関わり専任となる運用の緩和

大学の多様な強みの強化

- 大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確化



多様性を受け止めるガバナンス

- 他大学、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築
- 国立大学における一法人複数大学制度の導入、私立大学における学部単位での事業譲渡の円滑化、国公私の枠を越えた連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)制度」の創設
- 客観的・複眼的な外部からの意見反映と多様な人材の活用による経営力強化のための学外理事の複数名登用促進

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申(案))【要旨】

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿－学修者本位の教育への転換－

2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を
生きる人材像

- 普遍的な知識・理解 + 汎用的技能 / 文理横断
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位
の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化
(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 多様な高等教育システム(大学、短大、高専、専門学校、大学院)

2040年を見据えた高等教育と社会の関係

高等教育は
「知識の共通基盤」

- 「建学の精神」「ミッション」は変わるべきものと変わらないものがある
➡ 「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信
- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案
➡ 社会からの評価と支援を得る好循環の確立
- 教育研究の自由が保障されていること
➡ 新しい「知」を生み出し、国力の源泉

II. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

1. 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ
➡ リカレント教育、留学生交流、国際展開を充実

2. 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍
➡ 教員が不断にその多様な教育研究活動を充実できる環境や仕組みが必要
(研修、ネットワーキング、業績評価等)

3. 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断、学修の幅を広げる教育、多様で柔軟な教育プログラムの充実
➡ 学位プログラムの実現、教育資源の共有化

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス

- 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有
➡ 「強み」を活かす連携・統合の仕組みの整備
(国立大学の一人法人複数大学制、私立大学の連携・統合、撤退、
大学等連携推進法人(仮称))
➡ 学外理事の登用

5. 大学の多様な「強み」の強化

- 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、さらに伸長

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申(案))【要旨】

III. 教育の質の保証と情報公表—「学び」の質保証の再構築—

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換



設置基準の見直し、認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)、

教学マネジメントの確立、情報公表のさらなる充実、学生の満足度の調査

IV. 18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置

—あらゆる世代が学ぶ「知識基盤」—

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- ✓ 2040 年、大学進学者数は 8 割に(2017 年:63 万人 → 2040 年:50.6 万人)

➡ その規模を踏まえつつ、社会人、留学生を含めた多様性のあるキャンパスの実現へ

教育の質向上に資する適正な規模を各機関が見直す契機とすべき

2. 国公私の役割分担

- ✓ 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築
特に国立大学は、2040 年を見据え、規模、分野等の在り方の見直しへ

3. 地域における高等教育

- ✓ 地域を支える高等教育は引き続き重要

➡ 地域の高等教育に関するデータをもとに、その規模・分野を再検討、国公私を通じた連携で「知識基盤」を構築

V. 各高等教育機関の役割等—多様な機関による多様な教育の提供—

1. 各学校種における特有の検討課題

- 専門職大学・専門職短期大学
= 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引 + 新たな価値を創造
- 短期大学
= 幅広い教養を踏まえて職業又は实际生活に必要な能力を育成する教育
(幼稚園教諭、保育士、看護師、介護人材等) + 短期であること、地域でのアクセスの容易さ
という強みを活かし、リカレント教育を通じた地域貢献
- 高等専門学校
= 5 年一貫の実践的な技術者教育 + 海外展開による国際化
- 専門学校
= 社会・産業ニーズに即応し、多様で柔軟な教育 + 産学連携による職業教育機能の強化
や留学生、社会人の積極的な受入れ

2. 大学院における特有の検討課題

- = 高度な専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けた、今後の社会を先導・牽引できる高度な人材を育成する教育
- = 明確な人材養成目的と社会ニーズに基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けた体質改善

➡ 三つの方針の義務化、教育組織や教育研究体制、入試や学位授与の在り方の再点検、分野横断的なコースワークの充実

VI. 高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—

- ✓ 国力の源である高等教育には引き続き、必要な公的支援の確保が必要
- +
- ✓ 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や支援も重要(財源の多源化)
- ✓ 教育・研究コストの可視化により、各機関がどれだけ学生にコストをかけて教育をしているかを明らかに
- ✓ 高等教育の社会的・経済的効果を明らかに

➡ 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申(案))【要旨】

VII. 今後の検討課題

中央教育審議会における引き続きの検討事項

- 設置基準等の質保証システム全体についての見直しを行うこと
- 教学マネジメント指針の策定を行うこと

着手すべき施策

- 「地域連携プラットフォーム(仮称)」の立ち上げに向けた各高等教育機関への助言、地方公共団体との意見交換の実施と、議論すべき事項について「ガイドライン」の策定
- 「大学等連携推進法人制度(仮称)」について、認定する際の基準の内容、連携を推進するための制度的な見直し
- 国立大学において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討
- 大学間の連携・統合(国立大学の一法人複数大学制度、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化 等)に必要な制度改革
- 制度・教育改革 WG で議論された事項のうち、設置基準の抜本的な見直しや教学マネジメント指針の策定など引き続きの検討が必要とされたものを除いた、必要な制度改革(学位プログラムを中心とした大学制度、リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育機関の国際展開等)

おわりに - 中教審からのメッセージ -

すべての学修者が自らの成長を実感できる高等教育への改革と、
教育の質が担保できない機関への撤退を含めた厳しい評価の実施

「学び続けること」こそが価値であるという社会を、
すべての関係者とともにつくることを目指す

キーワード

多様性

柔軟性

リカレント教育

一法人複数大学制

大学等連携推進法人(仮称)

コストの可視化

質保証システムの見直し

スケジュール

○10月5日(金) 中教審総会で審議

○10月10日(水)～10月26日(金) パブコメ

○11月26日(月) 中教審総会で答申(予定)